



平成 25 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 シンワアートオークション株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
 (JASDAQ・コード2437)  
 問合せ先 経理部長 益戸 佳治  
 電話番号 03-5537-8024  
 (<http://www.shinwa-art.com/>)

## 株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当予想の修正を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。  
 なお、株式の分割及び単元株制度の採用につきましては、平成 25 年 8 月 29 日開催予定の第 24 回定時株主総会における定款変更議案の承認を条件としております。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日（土曜日）（但し、実質的には平成 25 年 11 月 29 日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 11 月 30 日（土曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。  
 平成 25 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

① 株式分割前の当社発行済株式総数	59,339 株
② 今回の分割により増加する株式数	5,874,561 株
③ 株式分割後の当社発行済株式総数	5,933,900 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000 株

※上記の数値は、新株予約権の行使等によって変動する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 11 月 15 日（金曜日）
基準日	平成 25 年 11 月 30 日（土曜日）※実質的には平成 25 年 11 月 29 日（金曜日）
効力発生日	平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の増減はありません。

##### (5) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と 1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
平成 22 年 3 月 25 日取締役会決議に基づく第 2 回新株予約権	1 株	21,500 円	100 株	215 円
平成 22 年 10 月 18 日取締役会決議に基づく第 4 回新株予約権	1 株	20,414 円	100 株	205 円
平成 25 年 1 月 21 日取締役会決議に基づく第 5 回新株予約権	1 株	31,350 円	100 株	314 円
平成 25 年 1 月 21 日取締役会決議に基づく第 6 回新株予約権	1 株	44,000 円	100 株	440 円
平成 25 年 5 月 30 日取締役会決議に基づく第 7 回新株予約権	50 株	65,250 円	5,000 株	652.50 円
平成 25 年 5 月 30 日取締役会決議に基づく第 8 回新株予約権	1 株	72,500 円	100 株	725 円

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）

※金融商品取引所における当社株式の売買単位は、平成 25 年 11 月 27 日（水曜日）より 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更について

#### (1) 変更の理由

- ①当社及び子会社の事業内容の拡大及び多様化に伴い、現行定款第 2 条（目的）の目的事項の変更を行うものであります。
- ②子会社の設立及び取得に伴い、今後連結計算書類の作成が考えられることから、現行定款第 12 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の一部変更を行うものであります。
- ③平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。これに伴い、平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）をもって当社定款の一部変更を行うものであります。
  1. 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
  2. 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条（単元株式数）を新設いたします。
  3. 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条（単元未満株主の権利制限）を新設いたします。
  4. 株主の権利行使に際しての手続等が当社の株式取扱規則の定めによることを明確にするため、現行定款第 8 条（株式取扱規則）を変更いたします。
  5. 現行定款第 5 条の及び第 8 条の変更、第 6 条及び第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則に経過措置の定めを新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 25 年 8 月 29 日（木曜日）

定款変更による効力発生日

①現行定款第 2 条及び第 12 条の変更 平成 25 年 8 月 29 日（木曜日）

②現行定款第 5 条及び第 8 条の変更、  
第 6 条及び第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げ 平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）

### 5. 平成 26 年 5 月期の配当予想の修正について

平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）を効力発生日として当社普通株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 25 年 7 月 11 日に公表いたしました「平成 25 年 5 月期決算短信」に記載の配当予想額を 1 株当たり 600 円から 1 株当たり 6 円に修正いたします。（既に公表しております株式分割前の 1 株当たりの配当予想額を今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想に実質的な変更はございません。）

	年間配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期末	合計
前回予想 (平成 25 年 7 月 11 日公表)	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 600.00	円 銭 600.00
今回修正予想 (株式分割後の調整額)	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 6.00	円 銭 6.00

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>1. 次に掲げる物品を対象としたオークションの企画・開催・運営            美術品類（絵画、彫刻、版画、陶磁器、工芸品、民芸品、刀剣、武具、鉄砲等）、衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）、時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）、自動車（その部品類を含む）、自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部品を含む）、自転車類（その部品を含む）、写真機類（写真機、光学器等）、事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）、機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具類等）、道具類（家具、什器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音・映像又はプログラムを記録した物等）、皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）、書籍、金券類（商品券、乗車券及び郵便切手ならびに古物営業法施行令第一条各号に規定する証票その他の物等）、酒類（ワイン、シャンパン等）</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>2. 古物売買及び委託売買ならびに輸出入            (新設)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p><u>3.</u> 美術関係の展覧会の企画、制作、運営、実施及び請負</p>	<p><u>3.</u> <u>酒類の販売</u>  <u>4.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>4.</u> 教育・教養講座・講演・研修会等の企画、制作、運営、実施及び請負</p>	<p><u>5.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>5.</u> 国内外のアーティストの招聘、マネジメント・プロモート及び国内外のコンサート・公演等の各種イベントの企画、制作、運営、実施及び請負</p>	<p><u>6.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>6.</u> 広告、宣伝の企画、制作ならびに広告代理業</p>	<p><u>7.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>7.</u> 著作権、著作隣接権、放映権、出版権、翻訳権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の無体財産権の取得、利用、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡及びこれらの仲介</p>	<p><u>8.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>8.</u> 情報の処理及び提供</p>	<p><u>9.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>9.</u> <u>有価証券ならびに不動産の保有</u>            (新設)</p>	<p><u>10.</u> <u>不動産の売買、賃貸、管理及び保有</u>  <u>11.</u> <u>有価証券の売買、管理及び保有</u></p>
<p><u>10.</u> 損害保険代理業</p>	<p><u>12.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>11.</u> 貸金業</p>	<p><u>13.</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>12. 貸席業</p> <p>13. <u>前各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する業務を行う会社（外国会社を含む）の株式又は持分等を取得・所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u>  （新設）  （新設）  （新設）</p> <p>14. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条から第4条（条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数）  第5条 当社の発行可能株式総数は、  <u>180,000株</u>とする。</p> <p>（新設）  （新設）</p> <p>第6条から第7条（条文省略）</p> <p>（株式取扱規則）  第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条から第11条（条文省略）</p>	<p>14. （現行どおり）  （削除）</p> <p>15. <u>株式の保有、売買ならびに運用業務</u></p> <p>16. <u>企業の公開、合併、買収、業務提携、営業譲渡、資産売買、資本参加、合併会社設立・解消、有価証券の譲渡及び譲受に関する指導・仲介ならびに斡旋</u></p> <p>17. <u>企業間の提携、買収、合併、事業統合に関する仲介及びアドバイザー業務ならびにコンサルティング業務</u></p> <p>18. （現行どおり）</p> <p>第3条から第4条（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）  第5条 当社の発行可能株式総数は、  <u>18,000,000株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）  第6条 当社の単元株式数は、100株とする。  （単元未満株主の権利制限）  第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  （1）<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  （2）<u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>  （3）<u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条から第9条（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規則）  第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条から第13条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第13条から第47条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び<u>連結計算書類</u>に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条から第49条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>第5条及び第8条の変更、第6条及び第7条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成25年12月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成 25 年 7 月 16 日開催の取締役会における決議内容であり、平成 25 年 8 月 29 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議する際には、一部文言の修正等を行うことがあります。

以上